

業務等質問回答書

提出日：令和5年12月8日

発注機関名	長野県建設部道路管理課	公 告 日	令和5年11月16日
業務名 業務箇所名	令和5年度 県単道路橋梁維持（除雪）事業に伴う除雪管理システム運用業務		
質問内容	<p>①4月～5月の試験運用について「全路線でなくても構わない」と記載がありますが、試験対象の機能は、全機能でしょうか。</p> <p>②スマートフォン端末の新規調達について、端末の初期設定も併せて実施する想定でよろしいでしょうか。</p> <p>③スマートフォン端末の修理が必要な場合、その責任範囲はどのようになりますでしょうか。</p> <p>④既存のスマートフォン端末について、これまで故障した実績はありますか。実績がある場合は、どのくらいの頻度でしょうか。</p> <p>⑤モバイルバッテリーやホルダーについて、スペックや仕様など想定されている内容がありましたら教えてください。</p> <p>⑥「見積書（様式第14号の附表）（エクセル：22KB）.xlsx」への記載は、税抜でよろしいでしょうか。</p> <p>⑦作業状況確認機能などの「作業区分ごと」とは、具体的に何を示すのでしょうか。</p> <p>⑧「機能要件回答書（様式第8号の附表2）（エクセル：25KB）.xlsx」のNo.68「GNSS端末が県と同一端末でシステムの共有可能であること。」、No.69「GNSS端末が県の端末と異なるが、システムの共有可能であること。」とありますが、「利用するスマートフォン端末が、県と市町村で同一である場合も異なる場合も、システムが共同利用できること。」と認識いたしました。よろしいでしょうか。</p>		

回答日：令和5年12月13日

回 答	<p>① 試験対象の機能は、全機能を想定しています。</p> <p>② スマートフォン端末の新規調達について、端末の初期設定も併せて実施することを想定しています。</p> <p>③ 除雪業者の故意または過失によらない場合、スマートフォン端末の修理をシステム業者の責任において行っていただきます。</p> <p>④ 900台のうち、1シーズンあたり1台程度の頻度で故障・破損が発生しております。</p> <p>⑤ 現業務にて使用している製品のスペック・仕様は以下のとおりです。 モバイルバッテリー：蓄電容量 25,000mAh ホルダー：吸盤固定型（接着パッド+圧力バルブ）</p> <p>⑥ 「見積書（様式第14号の附表）」への記載は、税抜としてください。</p> <p>⑦ 作業状況確認機能などの「作業区分ごと」とは、「除雪作業」「散布作業」「排雪作業」ごとに表示・集計ができることを想定しています。</p> <p>⑧ 「利用するスマートフォン端末が、県と市町村で同一である場合も異なる場合も、システムが共同利用できること。」を想定しています。</p>
-----	---

業務等質問回答書

提出日：令和5年12月8日

発注機関名	長野県建設部道路管理課	公告日	令和5年11月16日
業務名 業務箇所名	令和5年度 県単道路橋梁維持（除雪）事業に伴う除雪管理システム運用業務		
質問内容	<p>①公募型プロポーザル方式実施公告 5 ページ（6）企画提案の選定基準 「1. 提案者の実績等」の評価は、自治体様等での試行的業務（一部の機械を対象とした試験的な業務）の実績も、評価対象となりますでしょうか。</p> <p>②仕様書第19条（9） 「情報員待機補償費」「運転要員待機補償費」の自動集計について、除雪業者様の担当路線が複数の市町村にまたがる場合、複数市町村の予報データに基づいた判定を行うとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>③仕様書20条（2） GPSロガーによる管理を想定される機械は、運搬排雪に用いるダンプトラックとの認識でよろしいでしょうか。また、GPSロガーから作業実績を取り込むアプリケーションの開発も今回の仕様範囲に含まれますでしょうか。</p> <p>④仕様書第23条（5） 3月分の請求に含む機械管理費は、別に精算する部分払い済経費との差額を機械別に集計し出力するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>⑤仕様書第23条（6） 固定的経費は除雪契約機械ごとに設定され、除雪契約期間内の作業実績との比較は、システム内で集計される稼働費との対比で行うとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>⑥仕様書第24条（5） 国庫補助、県単費の予算執行額の集計について、路線種別（一般国道/主要地方道/一般県道）及び、除雪・散布・排雪・歩道除雪に分けた集計が必要との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>⑦仕様書第26条（2） 除雪共同企業体の幹事会社様のユーザーIDでは、構成企業全体の除雪費集計を可能とするとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、共同企業体の構成企業様のユーザーIDでは、企業単体のみの除雪費集計に対応するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>⑧仕様書第28条 除雪路線データの登録について、①路線種別（雪寒or非雪寒×一般国道or主要地方道or一般県道） ②路線名 ③作業起終点 ④所属市町村を路線のステータスとして登録し、集計に反映するとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>⑨仕様書第33条（2） 県内市町村様との共同運用機能の構築について、「今回の入札価格の範囲外」とされているのは、市町村道のGPS実績データを「長野県除雪管理システム」に取り込み、位置情報を表示する機能部分との認識でよろしいでしょうか。</p> <p>⑩仕様書第41条 スマートフォン及びGPSトラッカーの配布は、毎年の操作説明会時に受託者が除雪業者様に直接配布するとの認識でよろしいでしょうか。また、シーズン後は受託者が回収しメンテナンス後に翌年配布するとの認識でよろしいでしょうか。</p>		

<p>回 答</p>	<p>①「1. 提案者の実績等」の評価は、自治体等での試行的業務（一部の機械を対象とした試験的な業務）の実績も、評価対象となります。</p> <p>②「情報員待機補償費」「運転要員待機補償費」の自動集計について、除雪業者の担当路線が複数の市町村にまたがる場合、担当路線の延長が最も長い市町村での判定を想定しています。</p> <p>③GPS ロガーにより管理する機械は、運搬排雪に用いるダンプトラックやバックホウなどの機械を想定しています。また、GPS ロガーから作業実績を取り込むアプリケーションは、現行の除雪管理システムと同様のものを想定しています。</p> <p>④3 月分の請求に含む機械管理費は、別に精算する部分払い済経費との差額を機械別に集計し出力することを想定しています。</p> <p>⑤固定的経費は除雪契約機械ごとに設定し、除雪契約期間内の作業実績との比較は、システム内で集計される稼働費との対比で行うことを想定しています。</p> <p>⑥国庫補助、県単独費の予算執行額の集計について、路線種別（一般国道/主要地方道/一般県道）及び、除雪・散布・排雪・歩道除雪に分けた集計が必要です。</p> <p>⑦除雪共同企業体の幹事会社のユーザー I Dでは、構成企業全体の除雪費集計と幹事会社単体の除雪費集計を可能とすることを想定しています。また、共同企業体の構成企業のユーザー I Dでは、企業単体のみの除雪費集計に対応することを想定しています。</p> <p>⑧除雪路線データの登録について、①路線種別（雪寒 or 非雪寒×一般国道 or 主要地方道 or 一般県道）②路線名 ③作業起終点 ④所属市町村を路線のステータスとして登録し、集計に反映することを想定しています。</p> <p>⑨市町村道の GPS 実績データを「長野県除雪管理システム」に取り込み、位置情報を表示する機能部分を想定しています。</p> <p>⑩スマートフォン及び GPS トラッカーの配布は、毎年の操作説明会時に受託者が除雪業者に直接配布することを想定しています。また、シーズン後は各建設事務所で一括回収したものを受託者が回収し、メンテナンス後に翌年配布することを想定しています。</p>
------------	---